

ドイツ特許商標庁  
イエーナ支庁  
07738 イエーナ

支庁庁舎所在地（貨物は送付しないこと）  
ゲーテシュトラッセ 1  
07743 イエーナ

ドイツ特許商標庁

(1) <b>ドイツ特許商標庁からの送付物は、以下に記載の住所宛に送達されることを希望します</b> （通りの名前、番地、さらに私書箱もあれば記載）。		<b>意匠登録出願</b>		<b>4</b>
		<input type="checkbox"/> <b>ファックス</b> まず <b>画質劣化のため、ファックスに次の番号に送付願います</b> <b>よる送付は避けること!</b>		
		出願番号（ドイツ特許商標庁が付与する番号）		
(2) 出願人/代理人の整理番号	出願人/代理人の電話番号	出願人/代理人のファックス番号	日付	
(3) (1)欄の宛先は次に該当します。 <input type="checkbox"/> 出願人 <input type="checkbox"/> 送達代理人 <input type="checkbox"/> 代理人		該当あれば、包括委任状番号		
(4) <b>出願人</b> （氏名及び連絡先住所；商業登記簿による商号；この欄には私書箱は記入しない）	<b>代理人</b> （氏名及び連絡先住所；この欄には私書箱は記入しない）			
(5) <b>デザイナーの名前の表示（任意）</b> <input type="checkbox"/> 添付の様式（R5707）に記載のデザイナー <input type="checkbox"/> 出願人がデザイナー				
(6) <b>意匠に関わる物品の表示</b> 物品リスト（R5701.1）に準拠；許可可能な物品の調査はウェブサイト <a href="http://www.dpma.de/service/klasklassifikationen/locarnoklassifikation/suche/suchen.html">www.dpma.de/service/klasklassifikationen/locarnoklassifikation/suche/suchen.html</a> にて可能  個別に出願を行なう場合、又は出願中の全ての意匠に該当する場合に限り記入し、それ以外の場合には添付書類用紙 R5703.2 を使用すること				
(7) <b>分類</b>  個別に出願を行なう場合、又は出願中の全ての意匠に該当する場合に限り記入し、それ以外の場合には添付書類用紙 R5703.2 を使用すること				
(8) <b>その他請求</b> <input type="checkbox"/> _____ 件の意匠を <b>集合出願</b> として登録する旨（最大 100 件；この場合添付書類用紙 R5703.2 を使用する） <input type="checkbox"/> 表示の <b>公開の延期</b> <input type="checkbox"/> 出願人は <b>ライセンス付与</b> を希望します				
(9) <b>優先権</b> 国外優先権又は博覧会展示に基づく優先権；必要があれば別紙使用のこと				
(10) <b>手数料の納付</b> 金額：____ユーロ <input type="checkbox"/> <b>自動引落依頼</b> （書式 A9507 を使用すること）		（説明及び費用についての注意は最終頁参照） <input type="checkbox"/> <b>振替</b> （受理証の受取後） <b>ヴァイデン連邦国庫の口座：</b> ドイツ連邦銀行 ミュンヘン支店 700 010 54（銀行本支店番号 700 000 00） 国外からの振替の場合： 銀行識別コード（SWIFTコード）：MARKDEF1700 IBANコード：DE 84 7000 0000 0070 0010 54		
(11) <b>添付書類（件数）</b> 1. _____ 表示用紙（意匠 1 件につき最大 10 枚の表示；用紙 R5703.1 を必ず使用すること） 2. _____ データ媒体（表示用紙の代わりとして） 3. _____ 平面で示したひな形（各 2 部添付し、両者は一致していること；公開の延期の場合のみ） 4. _____ 添付書類用紙（集合出願の場合には用紙 R5703.2 を必ず使用すること） 5. _____ 物品の説明（意匠 1 件につき最大 100 ワード） 6. _____ 委任状 7. _____ 先の出願（単数又は複数）の写し（単数又は複数） 8. _____ 博覧会の証明（用紙 R5708）				

ドイツ特許商標庁  
イエーナ支庁  
(写し)

支庁庁舎所在地 (貨物は送付しないこと)  
ゲーテシュトラッセ 1  
07743 イエーナ

ドイツ特許商標庁

(1) <b>ドイツ特許商標庁からの送付物は、以下に記載の住所宛に送達されることを希望します</b> (通りの名前、番地、さらに私書箱もあれば記載)。		<b>意匠登録出願</b>		<b>4</b>
		<input type="checkbox"/> <b>ファックス</b> まず <b>画質劣化のため、ファックスに次の番号に送付願います</b> <b>よる送付は避けること!</b>		
		出願番号 (ドイツ特許商標庁が付与する番号)		
(2) 出願人/代理人の整理番号	出願人/代理人の電話番号	出願人/代理人のファックス番号	日付	
(3) (1)欄の宛先は次に該当します。 <input type="checkbox"/> 出願人 <input type="checkbox"/> 送達代理人 <input type="checkbox"/> 代理人		該当あれば、包括委任状番号		
(4) <b>出願人</b> (氏名及び連絡先住所; 商業登記簿による商号; この欄には私書箱は記入しない)	<b>代理人</b> (氏名及び連絡先住所; この欄には私書箱は記入しない)			
(5) <b>デザイナーの名前の表示 (任意)</b> <input type="checkbox"/> 添付の様式 (R5707) に記載のデザイナー <input type="checkbox"/> 出願人がデザイナー				
(6) <b>意匠に関わる物品の表示</b> 物品リスト (R5701.1) に準拠; 許可可能な物品の調査はウェブサイト <a href="http://www.dpma.de/service/klasklassifikationen/locarnoklassifikation/suche/suchen.html">www.dpma.de/service/klasklassifikationen/locarnoklassifikation/suche/suchen.html</a> にて可能  個別に出願を行なう場合、又は出願中の全ての意匠に該当する場合に限り記入し、それ以外の場合には添付書類用紙 R5703.2 を使用すること				
(7) <b>分類</b>  個別に出願を行なう場合、又は出願中の全ての意匠に該当する場合に限り記入し、それ以外の場合には添付書類用紙 R5703.2 を使用すること				
(8) <b>その他請求</b> <input type="checkbox"/> _____ 件の意匠を <b>集合出願</b> として登録する旨 (最大 100 件; この場合添付書類用紙 R5703.2 を使用する) <input type="checkbox"/> 表示の <b>公開の延期</b> <input type="checkbox"/> 出願人は <b>ライセンス付与</b> を希望します				
(9) <b>優先権</b> 国外優先権又は博覧会展示に基づく優先権; 必要があれば別紙使用のこと				
(10) <b>手数料の納付</b> 金額: _____ ユーロ <input type="checkbox"/> <b>自動引落依頼</b> (書式 A9507 を使用すること)		(説明及び費用についての注意は最終頁参照) <input type="checkbox"/> <b>振替</b> (受理証の受取後) <b>ヴァイデン連邦国庫の口座:</b> ドイツ連邦銀行 ミュンヘン支店 700 010 54 (銀行本支店番号 700 000 00) 国外からの振替の場合: 銀行識別コード (SWIFT コード): MARKDEF1700 IBAN コード: DE 84 7000 0000 0070 0010 54		
注意: 出願手数料が願書の提出から 3 ヶ月以内に行われない場合には、本願は取り下げられたものとみなされる。				
(11) <b>添付書類 (件数)</b> 1. _____ 表示用紙 (意匠 1 件につき最大 10 枚の表示; 用紙 R5703.1 を必ず使用すること) 2. _____ データ媒体 (表示用紙の代わりとして) 3. _____ 平面で示したひな形 (2 部ずつ添付し、両者は一致していること; 公開の延期の場合のみ) 4. _____ 添付書類用紙 (集合出願の場合には用紙 R5703.2 を必ず使用すること) 5. _____ 物品の説明 (意匠 1 件につき最大 100 ワード) 6. _____ 委任状 7. _____ 先の出願 (単数又は複数) の写し (単数又は複数) 8. _____ 博覧会の証明 (用紙 R5708)				

受理証

支庁庁舎所在地(貨物は送付しないこと)  
 ゲーテシュトラッセ 1  
 07743 イェーナ

ドイツ特許商標庁

(1)	ドイツ特許商標庁からの送付物は、以下に記載の住所宛に送達されることを希望します(通りの名前、番地、さらに私書箱もあれば記載)。	4	
	<input type="checkbox"/> <b>ファックス</b> まず次の番号に送付願います <span style="float: right;">画質劣化のため、ファックスによる送付は避けること!</span>		
	出願番号(ドイツ特許商標庁が付与する番号)		
(2)	出願人/代理人の整理番号	出願人/代理人の電話番号	出願人/代理人のファックス番号
(3)	(1)欄の宛先は次に該当します。 <input type="checkbox"/> 出願人 <input type="checkbox"/> 送達代理人 <input type="checkbox"/> 代理人 <span style="float: right;">該当あれば、包括委任状番号</span>		
(4)	<b>出願人</b> (氏名及び連絡先住所; 商業登記簿による商号; この欄には私書箱は記入しない)	<b>代理人</b> (氏名及び連絡先住所; この欄には私書箱は記入しない)	
(5)	<b>デザイナーの名前の表示(任意)</b> <input type="checkbox"/> 添付の様式(R5707)に記載のデザイナー <input type="checkbox"/> 出願人がデザイナー		
(6)	<b>意匠に関わる物品の表示</b> 物品リスト(R5701.1)に準拠; 許可可能な物品の調査はウェブサイト <a href="http://www.dpma.de/service/klassifikationen/locarnoklassifikation/suche/suchen.html">www.dpma.de/service/klassifikationen/locarnoklassifikation/suche/suchen.html</a> にて可能  個別に出願を行なう場合、又は出願中の全ての意匠に該当する場合に限り記入し、それ以外の場合には添付書類用紙 R5703.2 を使用すること		
(7)	<b>分類</b>  個別に出願を行なう場合、又は出願中の全ての意匠に該当する場合に限り記入し、それ以外の場合には添付書類用紙 R5703.2 を使用すること		
(8)	<b>その他請求</b> <input type="checkbox"/> _____ 件の意匠を <b>集合出願</b> として登録する旨(最大 100 件; この場合添付書類用紙 R5703.2 を使用する) <input type="checkbox"/> 表示の <b>公開の延期</b> <input type="checkbox"/> 出願人は <b>ライセンス付与を希望</b> します		
(9)	<b>優先権</b> 国外優先権又は博覧会展示に基づく優先権; 必要があれば別紙使用のこと		
(10)	<b>手数料の納付</b> 金額: _____ユーロ <input type="checkbox"/> 自動引落依頼 (書式 A9507 を使用すること)  <b>注意: 出願手数料が願書の提出から 3 ヶ月以内に行われない場合には、本願は取り下げられたものとみなされる。</b>	(説明及び費用についての注意は最終頁参照) <input type="checkbox"/> <b>振替</b> (受理証の受取後) <b>ヴァイデン連邦国庫の口座:</b> ドイツ連邦銀行 ミュンヘン支店 700 010 54 (銀行本支店番号 700 000 00) 国外からの振替の場合: 銀行識別コード(SWIFTコード): MARKDEF1700 IBANコード: DE 84 7000 0000 0070 0010 54	

本意匠出願はミシン目を入れる形で表示された日付にドイツ特許商標庁に提出されたものとする。意匠法の要件、特に出願人が呈示した構成要素の完全性との関連での審査は、出願手数料が事務処理との関連で意匠担当部局に入金されてはじめて実行される。本意匠出願には上記の出願番号が与えられた。この出願番号は出願規定に従い全ての送付書類に表示するものとする。手数料の納付の場合には、使用目的を書き添えること。

(印章)

出願人は、願書の出願人控裏面の注意事項を確認すること。

出願人の記録用 支庁庁舎所在地(貨物は送付しないこと)  
 同封して送付しないこと ゲーテシュトラッセ 1  
 07743 イェーナ

ドイツ特許商標庁

(1)	ドイツ特許商標庁からの送付物は、以下に記載の住所宛に送達されることを希望します(通りの名前、番地、さらに私書箱もあれば記載)。		<b>意匠登録出願</b>		<b>4</b>
	<input type="checkbox"/> <b>ファックス</b> まず次の番号に送付願います		画質劣化のため、ファックスによる送付は避けること！		
	出願番号(ドイツ特許商標庁が付与する番号)				
(2)	出願人/代理人の整理番号	出願人/代理人の電話番号	出願人/代理人のファックス番号	日付	
(3)	(1)欄の宛先は次に該当します。 <input type="checkbox"/> 出願人 <input type="checkbox"/> 送達代理人 <input type="checkbox"/> 代理人      該当あれば、包括委任状番号				
(4)	<b>出願人</b> (氏名及び連絡先住所; 商業登記簿による商号; この欄には私書箱は記入しない)		<b>代理人</b> (氏名及び連絡先住所; この欄には私書箱は記入しない)		
(5)	<b>デザイナーの名前の表示(任意)</b> <input type="checkbox"/> 添付の様式(R5707)に記載のデザイナー <input type="checkbox"/> 出願人がデザイナー				
(6)	<b>意匠に関わる物品の表示</b>		物品リスト(R5701.1)に準拠; 許可可能な物品の調査はウェブサイト <a href="http://www.dpma.de/service/klasklassifikationen/locarnoklassifikation/suche/suchen.html">www.dpma.de/service/klasklassifikationen/locarnoklassifikation/suche/suchen.html</a> にて可能		
(7)	個別に出願を行なう場合、又は出願中の全ての意匠に該当する場合に限り記入し、それ以外の場合には添付書類用紙 R5703.2 を使用すること				
(8)	<b>分類</b>				
(9)	個別に出願を行なう場合、又は出願中の全ての意匠に該当する場合に限り記入し、それ以外の場合には添付書類用紙 R5703.2 を使用すること				
(10)	<b>その他請求</b> <input type="checkbox"/> _____ 件の意匠を <b>集合出願</b> として登録する旨(最大 100 件; この場合添付書類用紙 R5703.2 を使用する) <input type="checkbox"/> 表示の <b>公開の延期</b> <input type="checkbox"/> 出願人は <b>ライセンス付与</b> を希望します				
(11)	<b>優先権</b> 国外優先権又は博覧会展示に基づく優先権; 必要があれば別紙使用のこと				
(12)	<b>手数料の納付</b> 金額: _____ユーロ <input type="checkbox"/> 自動引落依頼 (書式 A9507 を使用すること)		(説明及び費用についての注意は最終頁参照) <input type="checkbox"/> <b>振替</b> (受理証の受取後) <b>ヴァイデン連邦国庫の口座:</b> ドイツ連邦銀行 ミュンヘン支店 700 010 54 (銀行本支店番号 700 000 00) 国外からの振替の場合: 銀行識別コード(SWIFTコード): MARKDEF1700 IBANコード: DE 84 7000 0000 0070 0010 54		
(13)	<b>添付書類(件数)</b>				
	1. _____ 表示用紙(意匠 1 件につき最大 10 枚の表示; 用紙 R5703.1 を必ず使用すること) 2. _____ データ媒体(表示用紙の代わりとして) 3. _____ 平面で示したひな形(2部ずつ添付し、両者は一致していること; 公開の延期の場合のみ) 4. _____ 添付書類用紙(集合出願の場合には用紙 R5703.2 を必ず使用すること) 5. _____ 物品の説明(意匠 1 件につき最大 100 ワード) 6. _____ 委任状 7. _____ 先の出願(単数又は複数)の写し(単数又は複数) 8. _____ 博覧会の証明(用紙 R5708)				

## ドイツ特許商標庁

80297 ミュンヘン

電話：(089) 2195-0

ファックス：(089) 2195-22 21

電話情報サービス：(089) 2195-34 02

ウェブサイト：<http://www.dpma.de>

### 手数料受取人

ヴァイデン連邦国庫

ドイツ連邦銀行 ミュンヘン支店 700 010 54 (銀行本支店番号 700 000 00)

銀行識別コード (SWIFT コード): MARKDEF1700

IBAN コード: DE 84 7000 0000 0070 0010 54

### 説明

本願書の記入上の詳細な注意は**意匠出願人の注意書** (R5704) に見られる。

(10)欄の説明：**自動引落依頼書を発行する場合には**、手数料の記帳間違いや遅れを回避するために、特許商標庁の発行する様式 (A9507) を使用することが強く求められる。

### 費用に関する注意事項\*)

**出願書類の提出と共に納付期限を迎えこの納付期限から 3 ヶ月以内に納付の義務が発生する手数料 (特許費用法第 6 条第 1 項第 2 段):**

最初に 5 年間の保護期間を請求する場合

- |              |        |
|--------------|--------|
| (1) 個別の出願手数料 | 70 ユーロ |
| (2) 集合出願     |        |
| - 意匠 1 件につき  | 7 ユーロ  |
| - ただし、最低料金   | 70 ユーロ |

最初に 30 ヶ月の保護期間を請求する場合

(意匠の表示の公開の延期 - 意匠法第 21 条第 1 項)

- |              |        |
|--------------|--------|
| (1) 個別の出願手数料 | 30 ユーロ |
| (2) 集合出願     |        |
| - 意匠 1 件につき  | 3 ユーロ  |
| - ただし、最低料金   | 30 ユーロ |

**特許費用法第 5 条第 1 項に規定の公開費用の予納金として出願と同時に納付義務が生じる費用:**

- |                                      |        |
|--------------------------------------|--------|
| (1) 表示が公開される際にその対象となる所有権 (意匠) 1 件につき | 12 ユーロ |
|--------------------------------------|--------|
- (例外: 表示の公開の延期の請求が提出されている場合には、出願当初の段階で公開費用が納付期限を迎えることはない)

---

**注意:** 手数料の全額が納付されない又は手数料が願書の提出から 3 ヶ月以内に納付されない場合には、本願は特許費用法第 6 条第 2 項の規定に従い取り下げられたものとみなされる。公開費用の予納金がドイツ特許商標庁の定める期限内に納付されない場合には、本願は意匠法第 16 条第 4 項の規定に従い取り下げられたものとみなされる。

---

### 納付の要請があった時点ではじめて納付義務が生じる費用:

(1) 意匠法施行規則第 6 条第 7 項に規定の欠陥の排除のために発生する費用

他にも**各種費用** (保護の範囲の拡張、保護期間の維持) が存在するため、**費用に関する注意書** (R5706) 参照。

### 納付に関する注意事項

- 費用の納付については、2003 年 10 月 15 日付の特許費用納付規則 (連邦官報第 1 部 2083 頁; 特許意匠標章関連官報 2003 年版、409) すなわち、2004 年 1 月 1 日付で発効する規則に準拠して規定される。費用は次の手続で納付することが可能である。
  - ドイツ特許商標庁各種料金課での現金での納付 (ミュンヘン、イエーナ支庁、及びベルリン技術情報センター)
  - 下に示すヴァイデン連邦国庫の口座宛に口座振替
  - 国内外の金融機関から下に示すヴァイデン連邦国庫の口座宛に現金で納付
  - 国内口座から口座引落の自動引落依頼書を発行
- 納付時には常に、出願番号を完全な形で提示し、かつ出願人 (権利保有者) の正確な名称及び使用目的を呈示すること。使用目的の代わりとして、該当する費用番号を呈示することも可能である。  
特許商標庁の使用する費用番号は全て、特許費用法の手数料表及びドイツ特許商標庁事務手続費用規則の費用表から明らかである。この両者の表はいずれも、注意書 A9510 としてドイツ特許商標庁にて直接入手するか、又はウェブサイト (この頁冒頭参照) でダウンロードすることが可能である。

\*) 2006 年 1 月 1 日現在 (各時点で有効な手数料は、注意書 A9510 又はウェブサイト - この頁冒頭を参照 - から知ることができる。)